様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

平成３０年６月２０日

（あて先）　秋田県知事

提出者

住 所　秋田県大館市中道３丁目１番５０号

氏 名　花岡土建株式会社

代表取締役　鈴木　淮士

電話番号　0186-42-5391

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	花岡土建株式会社
事業場の所在 地	秋田県大館市中道３丁目１番５０号
計画期　間	平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1　事業の種 類	建設業
2　事業の規 模	完成工事高　２８億
3　従業員 数	７４名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	当社から発生する産業廃棄物は、各工事現場より建設混合物、コンクリート殻、アスファルト殻、廃プラスチック類、汚泥、金属くず、紙くず、木くず等、自動車整備工場より使用済自動車、廃油、廃タイヤである。このうち、全発生量の約 90 %以上にあたるコンクリート殻、アスファルト殻は当社の中間処理場（破砕・溶融）で処理後、各現場で再生合材、路盤材として再利用されるが、それ以外はほとんど委託処理される。

（日本工業規格　A列4番）

秋田県環境整備課 収受 30.6.25 D-02- 第 号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

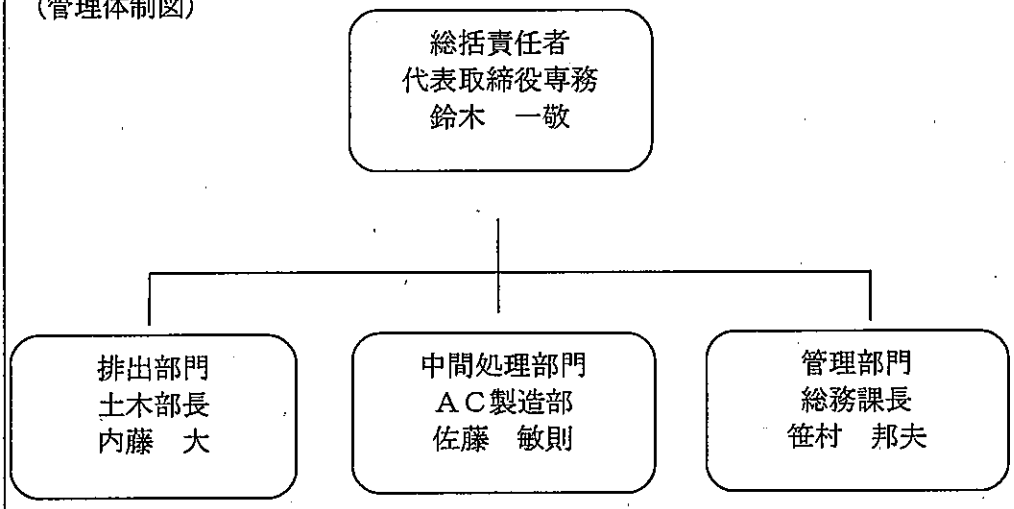

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出　量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1　現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	２，７２５ｔ	１，４９９ｔ
	（これまでに実施した取組） 自社所有の中間処理施設（破砕・溶融）にて、その廃棄物全部を再生アスコン、再生骨材、再生路盤材に再資源化する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 工事に受注及び受注した現場環境により廃棄物の種類、排気量が左右されるので予想は困難であるが、これまで通りその全部を再資源化する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1　現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	４９６ｔ	２，６５９ｔ
	（これまでに実施した取組） 自社所有の中間処理施設（破砕・溶融）にて、その廃棄物全部を再生アスコン、再生骨材、再生路盤材に再資源化する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	ｔ	ｔ

		（今後実施する予定の取組） 工事に受注及び受注した現場環境により廃棄物の種類、排気量が左右されるので予想は困難であるが、これまで通りその全部を再資源化する。

（第４面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
1　現状	【前年度（平成２９年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	廃石膏ボード	建設汚泥	混合管理型
	全処理委託量	10 t	83 t	8 t	69 t	53 t
	優良認定処理業者への処理委託量					

			再生利用業者への処理委託量					
			認定熱回収業者への処理委託量					
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
		（これまでに実施した取組） 特に無し						

（第５面）

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		全処理委託量		t	t
			優良認定処理業者への処理委託量	t	t
			再生利用業者への処理委託量	t	t
			認定熱回収業者への処理委託量	t	t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 工事の受注及び受注した現場環境により廃棄物の種類、排出量が左右されるので予想は困難であるが、産業廃棄物が発生した場合は、優良認定処理業者、再生利用業者、認定熱回収業者を優先的に利用する。			

※事務処理欄	

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 11 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。